

令和 4年 4月 15日

武雄市長 小松 政 様

（武雄市議会議長経由）

会 派 名 日本共産党

代表者名 江原 一雄



政務活動費実績報告書

武雄市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり令和3年度政務活動費の実績を報告します。

交 付 年 月 日	令和 3年 4月 9日
文 書 番 号	武市総第23号
交 付 年 度	令和 3年 度
完 了 年 月 日	令和 4年 3月 31日
交 付 決 定 金 額	100,000 円

令和 4年 4月 15日

武雄市議会議長 山口昌宏 様

会派名

日本共産党

代表者名

江原一雄

収 支 報 告 書

武雄市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条の規定により、次のとおり令和3年度政務活動費の収支を報告します。

1 収 入

政務活動費 100,000 円

2 支 出

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	円	
研 修 費		
広 報 費	125,550	
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
計	125,550	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額 0 円

支 出 明 細 書

項 目	広報費				
金 額	125,550円				
摘 要	議事録印刷代、文書通修費				
支出明細	種 別	単 価	数 量	金 額	
	印刷代	95,410円	1	95,410円	
	折込料	30,140円	1	30,140円	
		計	125,550円		125,550円
支出明細 (調査旅費用)	目 的	場 所	期 日	人 員	金 額
				人	円
		計			

政務活動費 領収書写し《令和3年度分》

【科目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 研修費 広報費 ~~広聴費~~ 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金額	30,140 30,410 円
支払先	佐賀新聞サービス
内容	折込料

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

領 収 書

№ 005322

江原 一雄 様
 総額 ¥ 30,140

令和 4 年 1 月 26 日

月	日	内 容	サイズ	数 量	単 価	金 額	備 考
1	31	折込料	B4		円	30,140 円	
		消費税				2,940	
		合 計				30,140	

上記のとおり領収いたしました。

印
紙

総合広告代理店
 株式会社 佐賀新聞サービス
 本 社 〒849-0937 佐賀市銀町2丁目301番
 TEL0952-32-4848 FAX0952-32-4911
 西部支社 〒843-0001 武雄市朝日町大字廿久3474番地9
 TEL0954-27-8130 FAX0954-27-8131

係 印


政務活動費 領収書写し《令和3年度分》

【科目】（いずれか1つに○をつける）

調査研究費 研修費 **広報費** 広聴費 要請・陳情活動費
 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

金額	95,410	円
支払先	ラクスル	
内容	印刷代	

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

領収証 江原 一雄 様 No. _____

金額	95,410	-
----	--------	---

但 2022年 1月 12日 上記正に領収いたしました

内 訳	
税抜金額	
消費税額(%)	
税抜金額	
消費税額(%)	

CWF Creative Works Factory
 〒843-0151
 佐賀県武雄市若木町川吉 6170-2
 諸石 信義 電話 090-3044-6388

登録番号

GR1421

ラクスル
 佐賀県武雄市塩田町大字大草野38-1

電話：0954-66-3617

2022年01月12日(水) 09:52 貴079

お客様控えが印刷済み

お客様控え

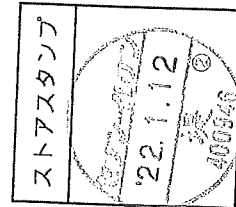
諸石 信義 様

¥95,410-

払込先名 ラクスル (GMOペイメントゲートウェイ)
 お客様用連絡先
 03-4577-9200, contact@raksul.com

払込票番号
 7230-21248-4029

2022年01月12日

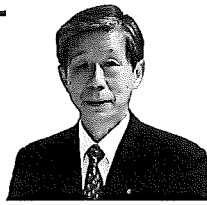


武雄市民報

日本共産党武雄市委員会
 武雄市武雄町大字武雄4092-1
 電話(23)1493
 武雄市議会議員 江原一雄
 武雄市山内町大字大野6772
 携帯09020846402
 生活相談は急ぎ連絡し相談ください

JCP 武雄 検索
 政治革新の道しるべ、
 真実つたえ希望はここが
しんぶん 赤旗
 日刊 月3497円
 日曜版 月930円

江原一雄の市議会報告



昨年7月15日、マスクミ報道で、武雄市のふるさと納税の返礼品の発送が約2万7千件遅延していることが報道されました。これを受けて市長は、16日に記者会見して、「陳謝」の報道が伝えられました。しかし、この間、市議会には何の説明もなく過ぎていきました。ようやく、2週間たつて全員協議会が開催されました。7月30日全員協議会の中で市企画部から、表1の通りふるさと納税の遅延問題の説明がありました

問われる市政と委託業者 ふるさと納税の根幹をゆるがす 「大平商会」・返礼品事業者「アースグロー」

【表1】

- 概要

主に令和2年の年末から年明けに寄付を受け付けたふるさと納税に係る返礼品のうち米や肉の発送が遅れており、原因としては当該返礼品を取り扱う返礼品提供事業者において、返礼品の調達ができず、計画どおりの配送ができなかったことが原因です。
- 発送が遅延している返礼品(令和3年7月30日現在26,848件)
 - 令和2年度産さがびより15kg、11,915件(寄付件数19,482件)
 - 佐賀産和牛切り落とし1.2kg 13,869件(寄付件数33,944件)
 - 佐賀産和牛・九州産黒毛和牛切り落とし1.6kg 1,064件(寄付総数3,044件)
- 武雄市ふるさと納税受託事業者

株式会社太平商会 代表取締役 田中大志朗
 武雄市北方町大字志久1246番地
- 遅延を発生させた返礼品提供事業者

アースグロー株式会社 代表取締役 小川太志
 佐賀市田代町2丁目2番32号

今後の市の対応については①ふるさと納税の業務委託契約の「大平商会」との契約を8月末日で解除する②解除後は市が直接業務を行う。「大平商会」に令和2年度分の委託料の一部返還、令和3年度契約に係る違約金、

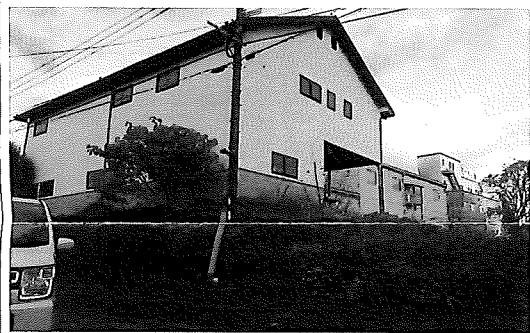
市議11名で「百条委員会」の設置を求める

9月13日、武雄市議会に、ふるさと納税の委託業務等に関する調査特別委員会の設置を求める決議が、11名の市議の連名で

提出されました。採決の結果、賛成15名。反対は3名、松尾初秋、上田、末藤議員で、賛成多数で可決成立しました。

大平商会「関係書類滅失証明書」を提出

10月26日、第5回「調査特別委員会」に、ふるさと納税の委託業者「大平商会」の代表取締役、田中大志朗社長は、納品書または令和2年度分の請求書及び各取引業者との契約書等、収支決算書、水書による書類が水没のためとして、関係書類滅失証明書が、25日付で、提出されました。下の写真は、大平商会の所在地です。ここが浸かると北方はどこでも浸かると言われており、「大平商会」の「水没した」という言い分には大きな疑問が残ります。



11月5日、第6回調査特別委員会「は前回に続いて「大平商会」の証人喚問が行われました。ところが「証人証言」拒否すると明言、委員

12月1日、第7回調査特別委員会では、企画部長、副市長を参考人として、市長を説明員として出席を求めて調査が進められました。

調査のなかで、市長から委託業者「大平商会」については、「顔も知らない」との答えを聞いて

返礼品の手続き終わってない

これで引きは許されぬ

紙	発行期間	平成	年月	日
甲	令和2年	10月	1日	
乙	令和2年	10月	1日	
丙	令和2年	10月	1日	
丁	令和2年	10月	1日	

原因は、業務委託の選定の在り方です。武雄市の事務決裁規程に違反(副市長の決裁印が無

平商会は、約2万7千件にも及ぶ返礼品の遅延を起こしているのに、謝罪の言葉もない。市議会全員協議会での8月27日、副市長と議長の不可解な行動が問われます。江原議員は12月議会の一般質問で「一連の一般質問の責任を取つて、選定委員長、副市長、市長は職を辞すべきです」と求めました。市長は「重く受け止めます」と答弁。

事務決裁規定に違反

市議7人 武雄警察署に「告発状」を提出

2021年(令和3年)12月28日、武雄市議有志7人が武雄市ふるさと納税の業務委託会社社長、田中大志郎氏を私文書偽造罪、同行使罪及び詐欺罪で武雄警察署に「告発状」を提出しました。

市議7人 武雄警察署に「告発状」を提出

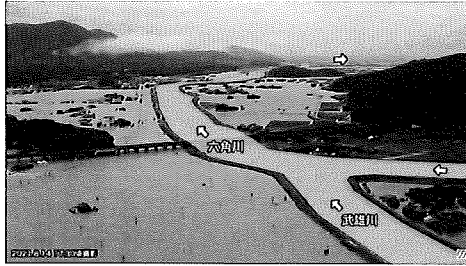
警察署は精査をして受理するかどうか判断するとの返答です。その後、市役所記者室で記者会見を開きました。百条委員会で見証拒否した大平商会社長、田中大志郎氏は地方自治法第100条3項で告発を受けているが、さらに、百条委員会に提出された資料から調査した結果、刑事罰に相当する材料が揃ったとして「告発状」を提出した」との説明が行われました。

「太平商会」3807万円払わず

市は、太平商会に令和2年度武雄市「ふるさと納税事業」にかかわる不履行分3766万2240円と令和3年度違約金41万66563円、合計3807万8803円の損害賠償を請求していますが、12月28日の期日までに支払っていません。こんな会社は「ふるさと納税事業」の業務委託をしていくことが許されません。

べきです」と要求しました。これに対して小松市長は、「ご指摘がありましたように、約200件の方については、現在まだ引き続き、こちらとしても対応を続けているところです。2万8千件のうち、おおむね完了という話をしましたけれど、もおおむね完了という、この時点をもって、今回議案を出したということになります」と答弁しました。

また同じような水害に遭うのでは 被災者の不安の声



8月14日の水害状況（上空写真）
水色は六角川



8月14日の水害状況 北方町志久付近（上空写真）

六角川流域治水対策ただちに

気候危機、地球温暖化、線状降水帯、度重なる豪雨災害が3年前、昨年と市内約1700戸を超える家屋が浸水しました。被災者の痛切な声は、「また、次も来るならもう住めない」「また来年も同じような水害に遭うのでは」という恐れです。そのため、六角川流域治水対策の根本的、抜本的な治水対策が必要です。

市長 六角川の対策は川の中、「一本足打法」だった

昨年9月と12月市議会で一般質問に立った江原一雄市議は、六角川流域治水対策については、「2度と浸水しないように」「来年はすぐ来ます早めの対策を」と。被災者の声を取り上げ、白石町長の議会答弁も紹介し、市長に迫りました。小松市長は、「これまでの六角川の対策は本線（本川）の対策、いわば「一本足打法」だった。今の気候変動に対応できない。当然、本線の対策は必要だが、それだけではなく、六角川流域の3市3町・果が広域として流域治水を合わせて進めて、この気候変動に対応しないと、床

被災者の痛切な声を、市議会は取り上げないのか

昨年9月と12月市議会、市議会に北方町の被災者の名前と3つの「請願書」が提出されました。「導水管建設に関する請願書」「常襲水害地に関する請願書」「繰り返しされる水害を防止するために早急な対策を求める意見書に関する請願書」です。しかし、市議会産業建設常任委員会は、この「導水管建設に関する請願

書」を廃案に、12月の議会に提出された2件は継続審査になっているのです。江原一雄市議員は、12月議会の最終日に取り上げました。江原議員は、「たぐいま、閉会中審査の申出について、異議ありということ、議長に求めます。私は、9月議会も、その「請願書」を議会として採択すべき」と訴え



2019年の被災で購入された新品の家電がまた水没で廃棄される

市の財産でしよう 戸別受信機は

市民の声

江原市議を含む市民6人が、小松政市長を相手に「防災情報発信システム構築業務」（市が進める戸別受信機の設置）契約は、「違法」として、契約の取り消しなどを求めて住民訴訟を佐賀地方裁判所に提訴しました。

誰が方針変更を指示したのか

表1と表2の通り、元々市の説明も「議会の議決に付すべき」としていたのですから、いつ誰が方針変更を指示したかが問われています。

表3は、武雄市が全市民に発送した戸別受信機の「貸与申請書兼同意書」の返信封筒が示している。

武雄市防災情報発信システム構築業務
貸与申請書兼同意書 在中

武雄市役所 総務部 防災・減災課
〒843-0219
佐賀県武雄市武雄町大字昭和1-2-10
TEL:0958-22-2110
FAX:0958-22-2111
E-mail:masakuni@city.takeo.lg.jp

【表1】

武雄市防災情報発信システム構築業務仕様書
武雄市 総務部 防災・減災課

目的
武雄市防災情報発信システムは、災害時情報発信により、武雄市（以下「発注者」という。）の住民等に向けた緊急情報の発信等を行うシステムを構築するものである。

5 構築条件

- (1) 構築場所
佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10 武雄市役所地内及び武雄市一円
- (2) 構築するシステムの概要
別紙「武雄市防災情報発信システム構築業務 特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）のとおりとする。
- (3) 業務の範囲
本業務の対象は、庁舎の4階にて整備する防災情報発信システム及び市内世帯の戸別受信機設置業務とする。
- (4) 戸別受信機設置台数
本業務で設置を行う戸別受信機の台数は15,000台とする。ただし、全戸に設置するものではなく、希望する方への設置のため、整備台数の変更の可能性が考慮される。
- (6) 契約
この業務の契約は、議会の議決を要するため、議会の承認を得られない場合は本契約として成立しません。
また、戸別受信機の設置台数が増減する場合、本契約後の契約変更を行います。

【表2】

【防災危機管理課長】今後のスケジュールですが、今回議決をいただければ区長に説明をして、委員の意向調査を行うと、設置の意向調査と並行しながら機種選定に入るといふところで、5月中に入札をし、仮契約をしまして、6月議会で承認いただければと考えております。ですので、5月くらいという見込みです。

水に浸かる 戸別受信機72台

この条例に照らせば、K社との契約金額は5億7841万2120円です。防災情報発信システム戸別受信機設置の契約は、明らかに条例に違反しているのです。

付すべき契約」は次のように記しています。
第2条は、「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5000万円以上の工事又は製造の請負とする。」
そして、議会の議決に付すべき財産の取得又は処分第3条は、「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売却又はは不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売却」と規定されています。